

別記様式

## 随意契約結果書

物品の名称及び数量	北陸沿岸における波浪推算精度向上に関する研究委託 1式
契約担当官等の指名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 新潟港湾空港技術調査事務所長 笹 昭二 新潟市中央区入船町4丁目3778番地
契約締結日	平成28年7月22日
契約の相手方の氏名及び住所	契約担当役 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所長 栗山 善昭 横須賀市長瀬3丁目1番1号
委託料限度額 (消費税及び地方消費税含む)	¥18,130,263.-
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、北陸管内港湾の設計波の設定に資するため、北陸沿岸における適切な波浪推算手法の検討及び波浪推算と波浪変形計算の結合方法の検討を行い、推算精度の向上を図るものである。</p> <p>本業務における成果を得るためには、波浪推算及び波浪変形に精通し、計算プログラムを改良できる技術力・能力を有している必要がある。</p> <p>このため、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を招請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出するものがいなかった。</p> <p>(応募要件)</p> <p><b>【技術力に関する要件】</b></p> <p>①波浪推算と波浪変形計算の結合手法の検討を行うために、ブシネスクモデル(NOWT-PARI)ならびにエネルギー平衡方程式法とのカップリングモデルのプログラム改良を行う高度な技術力を有すること。</p> <p>②波浪推算と波浪変形メカニズムに関する高度な知見を有すること。</p> <p>③波浪推算の計算条件を適切に設定し各種波浪推算手法の検証を行う高度な知見と能力を有すること。</p> <p>以上のことから、同研究所は本業務の実施に必要な特殊な技術を有するとともに、業務の履行に必要な全ての条件を満たす最適な機関であると判断されることから、本委託業務を遂行することができるのは、国立研究開発法人港湾空港技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記の業者を選定するものである。</p>